

一般財団法人山梨県交通安全協会交通事故見舞金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人山梨県交通安全協会(以下、「本協会」という。)の普通会員が交通事故によって死亡又は後遺障害が生じた場合、その程度に応じて見舞金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(見舞金交付対象者)

第2条 見舞金は、自動車運転免許証の更新時等に普通会員として入会し、会員証の交付を受けた本人又はその遺族に交付する。

(見舞金交付対象事案)

第3条 見舞金の交付対象事案は、会員の加入期間中の日本国内での交通事故によるもので、自動車安全運転センター発行の交通事故証明書が取得できるものであること。

(見舞金の種類と金額)

第4条 見舞金の種類と金額は、次のとおりとする。

(1) 死亡見舞金

事故の日からその日を含めて180日以内に、前条の事故に起因して死亡したとき10万円を交付する。

(2) 後遺障害見舞金

事故の日からその日を含めて180日以内に、前条の事故に起因して後遺障害が生じたとき、その程度に応じて最高10万円を限度として、別表1記載の金額を交付する。

(見舞金申請手続き)

第5条 見舞金の交付を受けようとする会員又は会員が死亡したときの法定相続人は、見舞金の申請事案が発生したときから6月以内(死亡の場合死亡日が起算日、後遺障害の場合後遺障害が発生した日が起算日)に見舞金交付の申請手続きをしなければならない。

(見舞金交付対象外の事故)

第6条 次の各号に掲げる事故は、見舞金を交付しないものとする。

(1) 故意、自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による交通事故

(2) 飲酒運転、無免許運転又は麻薬等の影響による交通事故

(3) 自動車等の競技、競争、興行、訓練又は試運転中による交通事故

(4) 地震、噴火、津波等自然災害が起因した交通事故

(5) 職務としての交通乗用具への荷物、貨物等積込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業又は交通乗用具上での荷物等の整理作業に直接起因する事故

(遺族の範囲)

第7条 第2条の見舞金を受けることのできる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条の規程を準用する。

(見舞金の交付申請)

第8条 見舞金の交付を受けようとする者は、見舞金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて本協会会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。

(1) 死亡の場合

- ア 交通事故証明書
- イ 死亡診断書又は死体検案書
- ウ 戸籍謄本又は見舞金の交付の対象者であることを証明する書類
- エ 会員証

(2) 後遺障害の場合

前記ア、エの書類及び医師の診断書

(申請書類の経由)

第9条 前条の規程により会長に申請する場合には、申請書類を本人の住居地を管轄する本協会支所長(以下「支所長」という。)に提出するものとする。

2 前項の場合、支所長は、提出を受けた申請書類について意見を付して会長に送付するものとする。

(見舞金の決定)

第10条 会長は、前条の申請書を受理したときは、審査委員会に諮って交付の可否及び交付する場合には、見舞金額を決定し、見舞金決定通知書(第2号様式)により、支所長をして申請者に通知するものとする。

2 会長は、見舞金を交付しないと決定した場合には、支所長をして申請者にその旨通知するものとする。

(審査委員会)

第11条 審査委員会は、本協会の副会長をもってこれにあてる。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成18年9月14日から施行する。
- 4 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(見舞金及び交付申請に関する経過措置)

この規程による改正後の見舞金交付規程第3条から第6条までの規程は、この規程の施行の日以降に発生した交通事故について適用し、施行日前の交通事故については、なお従前の例による。

別表1

1 目の障害

- (1) 両眼が失明したとき……………100, 000 円
- (2) 1眼が失明したとき……………60, 000 円
- (3) 1眼の矯正視力が0. 6以下になったとき……………5, 000 円
- (4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の 60%以下となった場合)となつたとき……………5, 000 円

2 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失つた……………80, 000 円
- (2) 1耳の聴力を全く失つた時……………30, 000 円
- (3) 1耳の聴力が 50cm 以上では通常の語声を解せないとき……………10, 000 円

3 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき……………20, 000 円

4 咀嚼、言語の障害

- (1) 咀嚼又は言語の機能を全く失つたとき……………100, 000 円
- (2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき……………40, 000 円
- (3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき……………15, 000 円
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき……………5, 000 円

5 外貌(顔面、頭部、頸部をいう)の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき……………20, 000 円
- (2) 外貌に醜状(顔面において直径2cmの癍痕、長さ3cmの線条痕程度をいう)を残すとき……………5, 000 円

6 脊椎の障害

- (1) 脊椎に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき……………40, 000 円
- (2) 脊椎に運動障害を残すとき……………30, 000 円
- (3) 脊椎に奇形を残すとき……………15, 000 円

7 腕(手関節以上をいう)脚(足関節以上をいう)の障害

- (1) 1腕又は1脚を失つたとき……………65, 000 円
- (2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき……………50, 000 円
- (3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき……………35, 000 円
- (4) 1腕又は1脚の障害を残すとき……………7, 000 円

8 手指の障害

- (1) 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失つたとき……………20, 000 円
- (2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき……………15, 000 円
- (3) 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失つたとき……………8, 000 円
- (4) 拇指以外の1指の機能に障害を残すとき……………5, 000 円

9 足指の障害

- (1) 1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失つたとき……………10, 000 円
- (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき……………7, 000 円
- (3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節(遠位指節間関節)以上で

- 失ったとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,000 円
(4) 第1足指以外の1足指の著しい障害を残すとき・・・・・・・・5,000 円
10 頸椎捻挫により、本表記載の後遺障害以外の後遺障害を残すとき・・・7,000 円
11 その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき・・・・・・100,000 円

注1 第7号から第9号までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいう。

注2 関節などの説明図

様式第1号

年 月 日

一般財団法人山梨県交通安全協会長 殿

申請者
住所
氏名

印

見舞金交付申請書

一般財団法人山梨県交通安全協会交通事故見舞金交付規程第8条の規程により、
の交付を申請します。

事故の 当事者	住所	職業		性別	申請者との関係
	氏名	年齢			
交通事故 の状況	日時 年 月 日 時 分頃				
	場所				
	事故の状況				
添付書類					

様式第2号

第 号
年 月 日

殿

一般財団法人山梨県交通安全協会
会長 印

見舞金決定通知書

年 月 日付申請のあった交通事故見舞金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

見舞金の額 円

(参考資料)

労働基準法施行規則(抄)

(昭和22年厚生省令23号)

(遺族補償を受ける者)

第42条 遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者(婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係ある者を含む。以下同じ)とする。

2 配偶者がない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。